

## 第2章 審査及び検査

### 1. 概説

#### ○ 制度の概要

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化され、審査会が当該レビューをモニタリングすることとされた。

また、平成19年6月の法改正においては、我が国の金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等について、我が国当局の検査・監督の対象とされ、報告徴収及び立入検査を審査会が行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・ 協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・ 上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査等（法第46条の12第1項、49条の3第1・2項）
- ・ 外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P49資料2-1参照）。

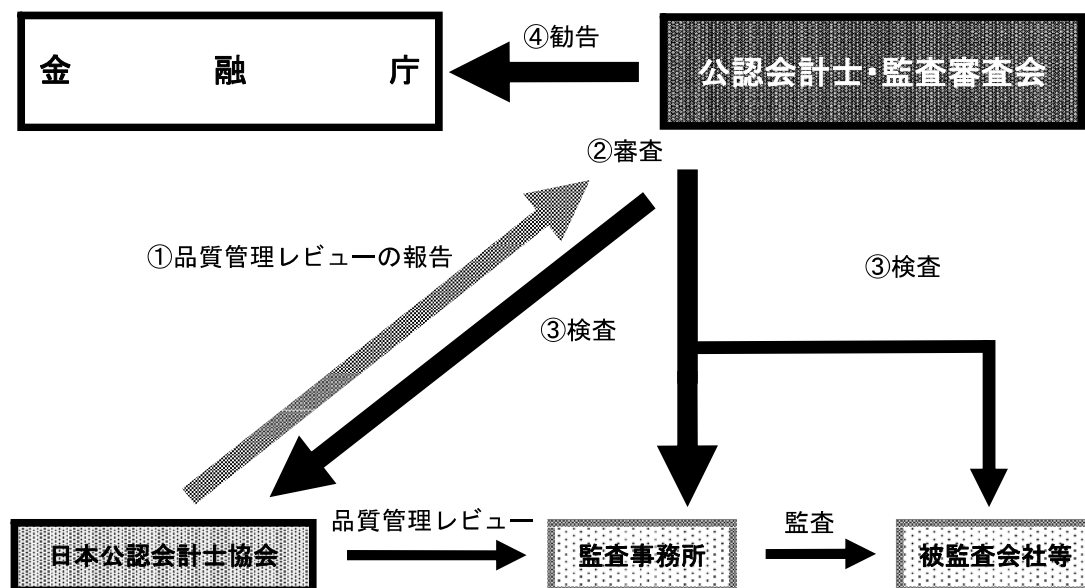
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

#### （注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、監査の品質管理状況のレビューとして協会が行うものであり、公認会計士法第46条の9の2で規定している「協会による法第2条第1項業務の運営状況の調査」の趣旨を踏まえ実施されているものである。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けることである。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に一度（協会が必要と認めた場合は2年に一度等に短縮）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所、その他監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3.（6）外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」（P17）を参照。

## 2. 審査及び検査の基本方針等

### (1) 審査及び検査の基本方針

審査会は、第3期（平成22年4月～平成25年3月）においては、第1期（平成16年4月～平成19年3月）及び第2期（平成19年4月～平成22年3月）の審査及び検査の実績を踏まえ、「審査及び検査の基本方針－監査の品質の一層の向上のために－」を策定、公表した（平成22年6月。平成23年3月及び平成24年4月に一部改正。詳細はP50資料2－2参照）。

#### ① 基本方針の策定の背景と基本的な考え方

第2期に実施した審査及び検査の結果、監査に関する品質管理基準等に対する監査事務所の準拠性については、個別の監査事務所において、品質管理のシステムの整備が依然として不十分等の事例が散見されていることから、第3期の基本方針においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとしている。

#### ② 基本方針の内容（平成24年4月改正後）

##### ○ 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。また、審査及び検査で得られた有益な情報については、協会等の関係先との意見交換において提示するほか、IFIAR等を通じ各国当局との連携を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信に努めることとする。

##### ○ 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所及び外国監査法人等における業務の適正な運営の確保を図っていくこととする。

##### ○ 審査基本方針

審査会は、協会の品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な資料を活用し、これらの内容について審査を行う。

審査は、次の考え方に基づき実施することとする。

- ・ 監査の品質管理の確実な定着  
 品質管理のシステムの整備等が依然として不十分である監査事務所が散見されることから、品質管理が監査事務所において適切に実施されているかどうか重点を置いた審査を実施することとし、その際、このような監査事務所に対しては、重点的検証（報告徴収）等の機会を通じて、適切な品質管理の定着を促していくこととする。
  
- ・ 協会の品質管理レビューの機能向上  
 協会の品質管理レビューは、監査事務所における適正な業務運営を確保する上で基本となる制度であることから、審査・検査の結果を踏まえての制度及び運営状況の適切性の検証や意見交換等の機会を設けての協会と双方向の議論等を行い、品質管理レビューの一層の機能向上を促すこととする。
  
- ・ 効果的な審査の実施  
 協会からの品質管理レビュー報告書に加え、関係先から得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令、監査基準等の改正や監査業界を巡る横断的なテーマ等については、審査を実施する上で特に留意すべき事項であることから、このような共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。  
 さらに、監督当局に行政処分その他の措置をとるよう勧告した検査案件以外で、検査結果として通知した問題点について、その後の品質管理の状況を確認する観点から、検査結果通知から一定期間経過後に、必要に応じて、報告を求めることとする。

#### ○ 検査基本方針

審査会は、審査基本方針に掲げた協会の品質管理レビューに係る報告の審査結果に基づき、必要と認められる場合に、検査を実施する。

検査基本方針においては、法の規定に基づき立入検査を実施する先を類型化するとともに、どのような場合に検査が必要と認められるかについて、それぞれの類型に応じて具体的に記載し、別途定める「公認会計士・監査審査会の実施する検査の基本指針」に従って実施することとする。

また、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査については、平成21年9月に公表した「外国監査法人等に対する検査結果の考え方」及び平成22年1月に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従って実施することとする。

(参考) 審査及び検査の基本方針(第1期及び第2期)

第1期においては、審査会活動の基本となる視点や目標に加え、審査の基本的考え方や検査の枠組み等を示した「監査の信頼性確保のために―審査基本方針等―」を策定し、公表した(平成16年6月)。これを踏まえ、第1期においては、「監査の品質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」と「監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上」を基本的考え方とし、審査及び検査を実施した。

第2期においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために―審査基本方針等―」を策定し、公表した(平成19年6月)。これを踏まえ、第2期においては、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」と「新しい事態への対応」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

## (2) 審査基本計画及び検査基本計画

審査会は、毎年度、当該年度における審査・検査の方向性を示すものとして、審査基本計画及び検査基本計画を策定している。

平成24年度においても、上記の審査及び検査の基本方針を踏まえ、個別監査業務に係るリスクの所在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検証を行うこと等を盛り込んだ「平成24年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成24年4月9日に公表した(P56資料2-3参照)。

### <審査基本計画及び検査基本計画の概要>

審査会検査や協会の品質管理レビューの結果、一部の監査事務所について、依然として品質管理のシステムの整備等や自主的な改善が不十分な事例が確認されている。

審査基本計画においては、協会の品質管理レビューに係る報告書等のほか、協会等関係先との意見交換を行い、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を実施することとしている。

また、監査の品質管理について、その適切な定着を促す観点から、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について重点的に検証することとしている。

さらに、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の品質の向上が図られることが重要であることから、協会の品質管理レビュー制度の適切性を総括的に検証することとしている。

協会の品質管理レビューは、大手監査法人に対しては2年に1度の頻度で実施されている。検査基本計画においては、このような大手監査法人(上

場会社 100 社以上を被監査会社とする、又は、常勤の監査実施者が 1,000 名以上在籍する監査法人) については、その資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビュー報告の審査結果に基づき、原則として検査を実施することとしている。また、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所についても、必要に応じて検査を実施することとしている。

これらの検査に当たっては、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務に係るリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検証に務めることとしている。

中小規模監査事務所については、最近の審査・検査や品質管理レビューの結果において、会計監査人の交代に伴うリスク評価、新設の監査法人における業務管理体制の整備及び品質管理レビューの指摘事項に対する改善姿勢等に問題がある事例が散見されている。このため、検査基本計画においては、このような監査事務所に対し、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み等の状況を確認するため、効果的かつ機動的に対応し、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとしている。

審査及び検査の事後的な対応として、検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所について、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証するため、報告徴収を実施することとしているほか、検査結果の分析に基づく業界横断的な問題点等を抽出し、協会等関係先との意見交換等を実施することとしている。

### 3. 審査及び検査の状況

#### (1) 協会による品質管理レビューの状況

平成 24 年度の協会による品質管理レビューは、95 件(監査法人 56 件(公認会計士共同事務所 6 件を含む。)、公認会計士 39 件) に対して実施されており、平成 25 年 3 月 31 日までに、73 件についての報告を受けた(注)。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

(注) 品質管理レビューに関する報告(月次報告書)の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する改善計画書
- ・ レビュー調書等



- ① 品質管理レビューの実施状況  
品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	24年						25年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	14	17	1	14	23	13	10	3	0	95

- ② 品質管理レビューの実施結果  
審査会に報告された73件に対する品質管理レビューの結果のうち、全件に改善勧告事項があり、その実施結果に基づく結論の状況は以下のとおりである。
- ・ 限定事項のない結論 62件（監査法人 35件、公認会計士 27件）
  - ・ 限定事項付き結論 11件（監査法人 3件、公認会計士 8件）
  - ・ 否定的結論 該当なし

また、平成24年度は、フォローアップ・レビュー（注）が71件（監査法人 63件、公認会計士 8件）に対して実施されており、平成25年3月31日までに報告を受けた61件のフォローアップ・レビュー実施結果は以下のとおりである。

- ・ 改善措置済み 60件（監査法人 53件、公認会計士 7件）
- ・ 改善措置が不十分 1件（監査法人 1件）

（注） フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等による是正措置の状況等確かめることにより、改善措置の状況を確認する。

（2）品質管理レビューに対する審査の状況

① 審査の対象及び観点

平成24年度の審査対象は、協会が平成23年度及び平成24年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成23年度品質管理レビューの実施結果に基づく結論は次のとおりである。なお、平成24年度品質管理レビューについては、平成25年3月31日までに報告を受けた73件について、順次審査に着手している。

《品質管理レビュー報告書（平成 23 年度）》

（監査事務所数）

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
	(a)	a/c	(b)	b/c		—	
監査法人	65	91.5%	6	8.5%	—	—	71
公認会計士	12	80.0%	3	20.0%	—	—	15
合 計	77	89.5%	9	10.5%	—	—	86

（注）上記 86 件全てに改善勧告事項がある。

審査会の審査は、品質管理レビューに関する報告の分析、ヒアリングや報告徴収結果の検証等を行っており、その観点は以下のとおりである。

- ・ 協会による品質管理レビューの適切性
- ・ 監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・ 個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

② 報告徴収

イ 重点的検証に係る報告徴収

審査会は、審査基本計画（P56 資料 2－3 参照）において、「監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する」とし、これに基づき、監査事務所を選定し、報告徴収を実施してきたところである。

平成 24 年度においては、限られたリソースの中、より多くの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況を検証するため、例年よりも報告徴収先数を増やすとともに、監査業界を取り巻く課題（監査人交代時における引継状況、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況等）に係る実態把握を行うため、報告徴収内容の拡充も行なった（平成 24 年 10 月実施）。

ロ 実態把握に係る報告徴収

審査会は、審査基本方針（P50 資料 2－2 参照）において、「監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一



体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施」を行うこととしており、当該基本方針に基づき、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握するため、審査を実施してきたところである。

平成 24 年度においては、新たな取組として、上記イ（重点的検証に係る報告徴収）実施先以外の監査事務所に対しても、監査業界を取り巻く課題（監査人交代時における引継状況、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況等）に係る実態把握を行うため、報告徴収を実施した（平成 24 年 10 月実施）。

《重点的検証及び実態把握に係る報告徴収実績》

	24 年度報告徴収実績				23 年度報告徴収実績			
	報告徴収実施先数 (a)		23 年度 品質管理 レビュー 実施先数 (b)	報告徴収 実施率 a/b	報告徴収 実施先数 (重点的 検証) (c)	22 年度 品質管理 レビュー 実施先数 (d)	報告徴収 実施率 c/d	
	重点的 検証	実態 把握						
監査事務所	58	51	7	86	67.4%	31	99	31.3%
監査法人	50	43	7	66	75.8%	23	52	44.2%
個人事務所 (注)	8	8	0	20	40.0%	8	47	17.0%

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

ハ 検査結果通知後の報告徴収

審査会は、審査基本方針（P50 資料 2-2 参照）において、「検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所の品質管理の状況等について報告を求める」とし、これに基づき、監査事務所を選定し、報告徴収を実施してきたところである。

平成 24 年度においては、平成 23 年度に審査会が検査結果を通知した監査事務所 9 件のうち 5 件に対して報告徴収を実施し、新たな取組みとして、指摘の内容等を踏まえた監査事務所における課題や、監査業界を取り巻く課題（監査人交代時における引継状況、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況等）についても報告を求めるなど、報告徴収内容の拡充を図った。

③ 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果に基づき、監査事務所に対する検査の実施等について審議し、また、監査事務所に対する検査結果に基づき、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告等

について審議することとしている。

平成 24 年度においては、平成 23 年度品質管理レビュー（対象：監査事務所 86 件）について審議し、監査事務所 10 件に対して検査を実施するとともに、平成 22 年度品質管理レビューに基づく報告徴収結果についても審議し、検査における機動的な対応として、監査事務所 1 件に対して検査を実施した。また、検査の結果につき審議し、監査事務所 2 件（平成 23 年度品質管理レビューに係るもの 2 件）について金融庁長官に対して勧告した。

《協会の品質管理レビューに係る審議状況》（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	平成 23 年度	平成 24 年度
i. 品質管理レビューに係るもの（注）	99	86
ii. 監査事務所への検査の実施を議決したもの	9	10
iii. 行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を議決したもの	2	2

（注）原則として、前年度に実施された品質管理レビューに係るものを審議することとしている。

（3）監査事務所に対する検査の状況

平成 24 年度において、審査会は、「平成 24 年度の審査基本計画及び検査基本計画」（P56 資料 2－3 参照）に基づき、平成 23 年度品質管理レビューに係るものとして監査事務所 10 件に対して、また、平成 22 年度品質管理レビューに係るものとして監査事務所 1 件に対して検査を実施している。

（4）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、阪神公認会計士共同事務所の構成員である公認会計士 2 名を検査した結果、当該公認会計士の業務の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、以下のとおり、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（平成 24 年 11 月 22 日。P59 資料 2－4 参照）。

- ① 当該公認会計士は、日本公認会計士協会から監査受嘱リスクの評価に係る不備を指摘される中で、監査業務の受嘱に当たっては、監査受嘱リスクを慎重かつ十分に検討する必要があることを認識し、当該リ

スクの評価を慎重に行う旨の改善報告書を提出している。また、当該公認会計士は、当該改善報告書の提出以降も、被監査会社と前任監査人との間の意見相違や前任監査人による意見不表明等の事実から監査リスクが高いことが想定される監査業務を決算日後又は期中において繰り返し受嘱している。しかしながら、当該公認会計士は、これらの監査業務の受嘱に際し、前任監査人に対する質問等により把握した事実から想定される監査受嘱リスクを識別していないなど、その監査業務受嘱態勢は著しく不適切かつ不十分である。

- ② 当該公認会計士においては、日本公認会計士協会から監査証拠の充分性に係る不備を繰り返し指摘されているにもかかわらず、当該改善勧告等の趣旨を十分に理解しておらず、当該不備を是正するために必要な措置を適切に立案・実施していない。

また、当該公認会計士は、売上や会計上の見積りの監査及び継続企業の前提に関する検討等において、被監査会社の主張を批判的に検討することなく、是認しているなど、監査業務の実施に当たり、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、懐疑心を保持していない。

さらに、当該公認会計士は、他の監査責任者が行った監査上の判断の妥当性や監査手続の充分性及び適切性について互いに十分な検証を行っていないほか、審査を委託している外部の公認会計士に対して、実施した監査手続の内容を監査調書に基づき具体的に説明しておらず、実施した監査手続の充分性及び適切性について有効な審査を受けるための措置を講じていないなど、監査の品質を維持・向上するための態勢も確保していない。

このようなことから、リスク・アプローチに基づく監査計画を適切に策定していないほか、売上や会計上の見積りの監査及び継続企業の前提に関する検討等の重要な監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範にみられる。

- ③ 当該公認会計士において、品質管理のシステムを適切に整備・運用することにより監査の品質を確保しようとする意識が欠けていることなどから、品質管理に関する内部規程を形式的に整えるだけで、その運用において独立性に係る年次の一斉確認を実施していないほか、実効性のある日常的監視や定期的な検証を実施していないなどの不備がみられており、当該監査事務所の品質管理体制は著しく不適切かつ不十分である。

## (5) 情報発信等

### ① 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

審査会は、監査事務所の監査の品質の維持・向上を図る観点から、平成20年2月に公表した事例集について毎年度見直しを行っており、平成24年度においては、平成23年度までの検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、事例の追加・削除等の見直しを行い、平成24年8月に公表した(P61資料2-5参照)。また、英語版についても同様に見直しを行い同時期に公表した(P108資料2-6参照)。

なお、今回の改訂では、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」に加え、「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、構成を品質管理編と個別監査業務編に分けた上で、検査における着眼点、検査結果の概要、監査事務所に求められる対応等を新たに記載するとともに、名称を「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」から「監査事務所検査結果事例集」へ変更した。

### ② 検査結果(事例集)についての講演等の実施

審査会は、適切な監査手続の実施に資するため、検査結果について、協会等の関係機関が実施する研修会に積極的に参加し、講演等を行っている。

平成24年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組みの促進のため、公認会計士を対象に、協会において、平成24年10月から12月の間にかけて、全国5か所で6回講演を行った。

また、外部監査の実態の把握等のために広く参照されるよう、監査役を対象に、日本監査役協会において、平成24年11月に2回講演を行ったほか、上場会社の役職員を対象に、東京証券取引所及び大阪証券取引所が主催するセミナーにおいて、平成25年2月及び3月に講演を行った。

このほか、事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、関係機関の機関紙等に掲載するなど、内容の周知を行った。

### ③ 協会等の関係先との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくため、審査・検査を実施しており、監査の品質管理向上のため、審査・検査を通じて把握した問題点等について、協会の会長等幹部やレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有、連携の強化に取り組んできている。

また、審査会は、検査等を通じて監査の信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としており、検査

結果等から得られる監査に関する業界横断的な問題点等について、協会や金融庁の関係部局、証券取引所等との間で積極的な意見交換を行うなどの連携を図った。

(6) 外国監査法人等に対する検査・監督に関する枠組み

① 外国監査法人等の届け出

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務諸表について外国監査法人等が公認会計士法に定める監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣総理大臣（法の規定により金融庁長官に委任）に届け出ることが求められている（平成 25 年 3 月 31 日現在、29 か国、79 監査法人）。

② 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成 21 年 9 月に公表した（P163 資料 2-7、P166 資料 2-8 参照）。

また、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成 22 年 1 月に公表した（P171 資料 2-9、P184 資料 2-10 参照）。

当該考え方及び基本指針では、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取り極めにより必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を原則として実施しないこととしている。

③ 監査監督上の協力に関する書簡交換

金融庁・審査会において、情報交換を含む監査監督上の協力のあり方等について諸外国の監督当局と交渉を行っているところであり、平成 24 年 10 月 3 日にマレーシア監査監督委員会（AOB: Audit Oversight Board）との間で、平成 25 年 3 月 26 日にオランダ金融市場庁（AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets）との間で、監査監督協力のための情報交換取極めを締結し、書簡を交換した（P200 資料 2-11、P203 資料 2-12 参照）。

(参考) これまでの書簡交換の実績

- ・ 平成 23 年 10 月 6 日 米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board)
- ・ 平成 24 年 3 月 23 日 カナダ公共会計責任委員会 (CPAB : Canadian Public Accountability Board)

#### ④ 外国監査法人に対する報告徴収

審査会は、金融庁に届け出を行っている外国監査法人のうち、当該国当局の検査・監督に依拠することが見込まれない 6 か国・23 の外国監査法人に対して、平成 24 年 10 月に公認会計士法に基づく報告徴収を行った。

≪外国監査法人等の届出状況≫		(平成 25 年 3 月 31 日現在)
	国・地域数	監査法人等数
北米	2	7
中南米	3	9
欧州	13	37
アジア・大洋州	10	25
中東	1	1
計	29	79

## 4. 今後の課題

### ① 協会による品質管理レビューの一層の機能向上

審査会は、平成 16 年度から協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促すことを目標とし、品質管理レビュー制度及び運営状況の適切性の検証や協会と双方向の議論等を継続的に行っているところである。現在では、検査結果が監査事務所を通じて協会に報告される枠組みとなっていることから、審査・検査を通じて把握した問題点等がより具体的に協会と共有され、協会との双方向の意見交換を通じて、品質管理レビューの問題点等について、認識の共有等を図っている。

協会の品質管理レビューについては、平成 15 年 5 月の法改正による法定化から 9 年が、また、平成 19 年 4 月の上場会社監査事務所登録制度の導入から 5 年が経過していることから、協会において、品質管理レビュー制度の更なる充実に向けた検討が行われているところである。審査会としても、引き続き、協会との双方向の意見交換や検査結果等を通じて、審査会の活動結果を、直接的・間接的に、協会にフィードバックする取組み等を強力



に推進していくことが必要であると考えている。

#### ② 情報収集分析体制の強化

審査会では、協会の品質管理レビューに関する報告を受理した後、様々な情報を活用し、審査・検査を実施しているところであるが、より効率的・効果的な審査・検査を実施するためには、情報収集並びに事前及び事後の情報分析体制の強化を図っていくことが必要である。

このため、審査会としては、品質管理レビューに関する報告のほか、監査事務所等に関する情報に加え、市場関係の情報も積極的に収集することとし、協会や金融庁の関係部局等の関係先との連携をより進めていく必要があると考えている。

また、このほか、報告徴収の一層の充実強化及び検査結果通知後の監督当局との緊密な連携等も行い、質、量の両面における情報収集分析体制の強化を図っていくことが重要な課題と考えている。

#### ③ 検査の機能向上

大手監査法人については、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し、検証項目を絞り込むことにより、効果的かつ機動的な対応を行い、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検査を実施することが重要な課題と考えている。

また、それ以外の監査事務所については、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所を含む中小監査事務所にみられる体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検査を実施していくことが重要な課題と考えている。

さらに、これらの検査を通じて、業界横断的な問題点の実態把握を行うとともに、当該問題について、協会や金融庁の関係部局等の関係先と意見交換を行うなど情報の共有化を図っていくことが重要な課題と考えている。

#### ④ 情報発信の強化

審査会は、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促すため、検査で把握した監査事務所の問題点を事例集に取りまとめて公表し、協会における研修の一環として事例集の説明会を実施するなど、情報発信を行っているところである。

審査・検査で把握した監査事務所の問題点については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等を検査結果から抽出するような分析を行うとともに、当該問題点等については、協会や金融庁の関係部局等の関係先との意見交換を通じて、当該関



係先へ提言していくことが重要な課題と考えている。

また、事例集については、市場関係者に対する参考情報の提供等の観点も加えた改訂を行い、説明会等を通じ、積極的に情報発信を行っていくことが重要な課題と考えている。

⑤ 会計監査を巡る課題に対応した体制の充実

会計監査を巡っては、国内においては、国際監査・保証基準審議会（IAASB）におけるクラリティ・プロジェクトを踏まえた改正実務指針等の適用に加え、監査における不正リスク対応基準の設定や会社法制の見直しなど、新たな法令諸基準の適用等の考慮すべき事項が見受けられる。また、国外に目を向けると、米国 PCAOB、カナダ CPAB、マレーシア AOB 及びオランダ AFM との間で監査監督上の協力に関する書簡の交換を行うなど、海外当局との連携も進んでいる。こうしたことから、引き続き制度改正や国際的な動向に留意し研修内容の充実を図るとともに、協会レビューアーの研修への参加など、効果的な研修を実施していくことが重要な課題と考えている。さらに、こうした状況に対応し、検査が適切に実施されるため、更に海外当局との連携を強化するための人材確保の充実を図っていくことが、引き続き重要な課題と考えている。